

令和7年1月15日

農業集落排水処理施設使用者 各位

一宮町産業観光課長

農業集落排水処理施設の適切な使用について（お願い）

日頃より、農業集落排水事業に、多大なるご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

近頃、下水道内に異物(水に溶けない紙類)が流入し、施設のポンプが停止する事案が頻発しております。

今後の使用にあたり、下記注意事項を遵守いただき、適切に処理くださいますようお願いいたします。

(注 意 事 項)

1. 流してはいけないもの

原則として、トイレットペーパー以外は流せません。

**水に溶けない紙類**…紙おむつ、ティッシュペーパー、ウェットタオル。  
※トイレに流せるトイレシートは可燃ごみで処理してください。

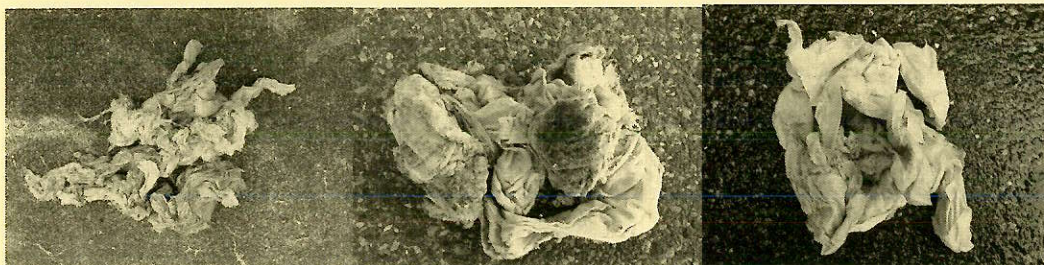
**布 類** …タオル、下着等。

**残 飯** …汚水を浄化するための施設内の微生物の機能が低下します。

**油 類** …下水管が詰まる最大の原因となるほか、設備類にも支障が生じます。

**雨 水** …雨水の流入により、施設の処理能力を超えることで設備類の故障に繋がります。

ポンプ内に詰まっていたものの一部（不織布など）



《問い合わせ先》

一宮町役場 産業観光課農業振興係

TEL 0475 (42) 1428 (直通)